

令和 7 年 2 月 4 日
人 事 部

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の立案依頼について

1 改正理由

令和7年度における児童・生徒数の増減、学校の新設及び廃止、学級数の変更等により学校職員の定数を改めるほか、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第七十二号)の施行による地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

2 改正内容

(1) 学校職員の定数に関する条例

ア 学校職員定数の改正(条例第2条第1項)

(単位:人)

学校種別	令和7年度 定数	令和6年度 定数	増△減	内訳
小 学 校	35,222	34,831	391	児童数(新設・廃止含む。)等 11 35 人学級の推進(小6) 329 小学校教科担任制の推進 51
中 学 校	16,357	16,386	△29	生徒数(新設・廃止含む。)等 △104 不登校対応巡回教員の拡大 72 チャレンジクラス(不登校対応 校内分教室)の拡大 3
高 等 学 校	10,599	10,551	48	生徒数(学年進行・学級増減)等 15 立川緑高等学校の新設 29 在京外国人受入体制の充実 4
特別支援学校	6,725	6,506	219	児童・生徒数等 196 しいの木特別支援学校の分教室化 23
計	68,903	68,274	629	

イ 学級経営研修の実施期間の延長(条例付則第2項)

「令和7年3月31日まで」の期間を「令和11年3月31日まで」に延長する。

- (2) 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第八十九号)
地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)の改正による規定の整備
(附則第2項)
「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

- 3 都議会に付議する時期
令和7年第一回東京都議会定例会

- 4 施行期日
令和7年4月1日
ただし、学校職員の定数に関する条例付則第2項の改正規定は公布の日

第 号議案

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

学校職員の定数に関する条例及び学校職員の定数に関する条例の一部を改

正する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表一の項中「三四、八三一人」を「三五、二二二人」に改め、同表二の項中「一六、三八六人」を「一六、三五七人」に改め、同表三の項中「一〇、五五一人」を「一〇、五九九人」に改め、同表四の項中「六、五〇六人」を「六、七二五人」に改め、同表合計の項中「六八、二七四人」を「六八、九〇三人」に改める。

付則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校職員の定数に関する条例付則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改めるほか、規定を整備する必要がある。

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）新旧対照表（抄）

改正案		現行
第一条（現行のとおり） （定数）	第二条（現行のとおり） 一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 三五、二二二人 二 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 一六、三五七人 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び東京都学校経営支援センターを含む。） 一〇、五九九人 四 特別支援学校 六、七二五人 合 計 六八、九〇三人 2 から4 まで（現行のとおり） 第三条（現行のとおり） 付 則 1 （現行のとおり） 2 平成二十二年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間は、初任教養のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第八号の規定により東京都教育委員会が行う研修受講中の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の教員のうち五百人以内については、毎年度予算の範囲内で、定数外とすることができる。	第一条（略） （定数） 第二条（略） 一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 三四、八三一人 二 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 一六、三八六人 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び東京都学校経営支援センターを含む。） 一〇、五五一人 四 特別支援学校 六、五〇六人 合 計 六八、二七四人 2 から4 まで（略） 第三条（略） 付 則 1 （略） 2 平成二十二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、初任教養のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第八号の規定により東京都教育委員会が行う研修受講中の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の教員のうち五百人以内については、毎年度予算の範囲内で、定数外とすることができる。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
附 則 1 （現行のとおり） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第二 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採 用された職員は、この条例による改正後の学校職員の定数に関する 条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	附 則 1 （略） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採 用された職員は、この条例による改正後の学校職員の定数に関する 条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。